

2022 年 10 月 14 日

Contents

- I. 改正中国独占禁止法の影響—垂直的独占協定、事業者結合規制の視点から—
- II. 近時の原産国告示違反の傾向
- III. 2022 年 6 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

I. 改正中国独占禁止法の影響 —垂直的独占協定、事業者結合規制の視点から—

弁護士 矢上 浄子

2022 年 8 月 1 日、改正中国独占禁止法が施行された(以下「本改正」という。)。かかる改正では、14 年に及ぶ独占禁止法の執行実務の蓄積と市場活動における近年の変化を踏まえ、大規模な修正が行われた。本改正の内容は多岐にわたるが(全般的な解説については中国法令ニュースレター(AMT China Legal Update)第 500 号の「改正中国独占禁止法の解説」を参照)¹、本稿では特に実務への影響の大きい再販売価格の拘束等の垂直的独占協定に関する改正(下記第 1.)と事業者結合規制に係る改正(下記第 2.)について解説したい。なお、改正独占禁止法の運用は、さらに下位規定において具体的に定められることになるが、これらは「意見募集稿」として公表されているもののまだ施行されておらず、今後の下位規定の施行状況については引き続き注視が必要である。

第1. 垂直的独占協定に関する改正点

(1) 垂直協定規制の適用除外

旧法では、取引相手に対する再販売価格の固定や最低価格の指定は、「垂直的独占協定」として一律に禁止され(旧法 14 条)、最高人民法院においても、垂直的独占協定が原則違法であることを前提とした判断がなされてきた²。本改正では、垂直的独占協定を原則違法としつつ、事業者が当該垂直協定に競争を排除又は制限する効果がないことを証明できれば、かかる規制を適用しないという抗弁権が新たに規定された(本改正 18 条 2 項)。これにより、最高人民法院により採用された原則違法のアプローチが明文化されたことになる。なお、適用除外事由に関する規定も維持されているが(本改正 20 条)、事実上、同条は水平的独占協定の適用除外事由としてのみ機能することになると考えられる。

¹ https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins7_pdf/CPG_220722.pdf

² 最高人民法院の海南省物価局による海南裕泰科技飼料有限公司に対する行政処罰決定に係る再審案(行政裁定最高法行申 4675 号、2018 年)。なお、執行当局はいわゆる「合理の原則」に基づいた認定を行うことが多く、執行実務と裁判例とで揺らぎが生じていた。

(2) セーフハーバーの導入

本改正では、垂直協定の事業者の関連市場におけるシェアが一定の基準を下回る場合にはこれを禁止しないという、いわゆる「セーフハーバー」が設けられた(本改正 18 条 3 項)。セーフハーバーとなる市場シェア基準は、「独占的協定の禁止に関する規定(意見募集稿)」によれば 15%とされているが、これは現行の関連ガイドライン³で規定されているセーフハーバーよりも狭く、より保守的な運用が志向されているようである。また、同意見募集稿では、垂直協定がセーフハーバーに該当し、かつ当該協定が競争を排除又は制限する効果がないと考える事業者は、その旨を証する証拠をもって執行当局に適用除外の申請を行うことができるという新たな制度が定められており、今後の運用が注目される。

第2. 事業者結合規制における改正点

(1) 届出基準未達の結合行為に対する調査

旧法では、一定の売上基準を満たす結合行為に執行当局への事前届出が義務づけられているものの(旧法 21 条)、基準に満たない結合行為が規制対象となりうることは、下位規定レベルで示されるのみであった。本改正では、届出基準に満たない結合行為であっても、競争排除・制限効果又はそのおそれがあるものについて、執行当局の調査対象となることが明記された(本改正 26 条 2 項)。なお、「事業者結合届出基準に関する規定(改正草案意見募集稿)」では、現行の届出基準を引き上げることが提案されている⁴。届出基準を引き上げる代わりに、基準に満たない結合行為のうち競争排除・制限効果のあるものを本条で捕捉することが想定されたものと考えられる。

(2) 審査期間不算入制度(ストップ・ザ・クロック)の導入

現行法下における事業者結合届出の審査期間は最長 180 日(1 次審査 30 日、2 次審査 90 日、60 日間の延長期間の合計。25 条、26 条)であるが、本改正により、以下の事由がある場合には、審査期間の進行が中断することになる(本改正 32 条)。

- ① 事業者が規定に従い文書及び資料を提出しなかったことにより、審査業務を行うことができなくなった場合
- ② 事業者結合の審査に重大な影響を及ぼす新たな状況又は事実が発生し、事実確認を要する場合
- ③ 事業者結合に付される制限的条件について、さらなる評価が必要であり、事業者がこれに同意した場合

これまで、審査が長期化し、法定の審査期間内に審査が完了する見込みがない事案では、当事者の側で一旦届出を撤回して再度出し直すという「ブル・アンド・リファイル」により事実上の延長が行われることもあったが、

³ 例えば、「自動車分野に関する独占禁止ガイドライン」によれば、自動車分野において関連市場におけるシェアが 30%以下である場合は、垂直的独占協定について「顕著な市場支配力を有しない」と推定される。また、「知的財産権の濫用による競争排除又は制限行為の禁止に関する規定」によれば、競合事業者の関連市場におけるシェアの合計が 20%未満、又は事業者及びその取引相手の関連市場におけるシェアがいずれも 30%未満である場合には、独占協定と認定されない余地があるとしている。

⁴ 「事業者結合届出基準に関する規定(改正草案意見募集稿)」では、①結合に参加する全事業者の前事業年度の全世界売上高の合計が 120 億元超、又は中国国内売上高の合計が 40 億元超、かつ②結合に参加する各事業者の中国国内売上高がそれぞれ 8 億元超、という新たな基準が規定されている(3 条)。また、前事業年度の中国国内における売上高が 1000 億元を超える事業者が、市場価値(評価額)が 8 億元以上、かつその前事業年度の中国国内の売上高がその世界売上高の三分の一以上を占める事業者を買収する場合には、3 条の基準に満たなくとも届出を行う必要があるとされている(4 条)。

法定の審査期間は一定の歯止めとしての機能を果たしていた。「事業者結合審査規定(意見募集稿)」では、審査期間を中断する前に、まず事業者に対し期限内の是正を求め、期限内に対応されない場合は期限を延長し、それでもなお是正されない場合に「ストップ・ザ・クロック」を適用するとの運用方針が示されているが、今後審査期間の中断が多用され、審査期間が安易に延長されることにならないか注視が必要である。

(3) 重要分野における審査の強化、審査の効率化

本改正では、経済や生活に関わる重要分野における事業者結合審査を強化し、審査の質・効率を高めることが明文で規定された(本改正 37 条)。ここでいう「重要分野」について、国家市場監督管理総局の改正案説明には「民生、金融、科学技術、メディア等の分野」との記載があるが、「事業者結合審査規定(意見募集稿)」ではこれら分野において審査がどのように「強化」されるのか明らかにされていない。なお、同意見募集稿では、審査当局は審査・調査において全ての事業者を対等に扱うこと、審査に関して評価制度を設け、審査の質・効率を高めること等が定められ、審査の公正性を高める方向での規定が置かれている。審査実務におけるより公正な運用が期待される⁵。

(4) ガンジャンピングに対する過料の高額化

本改正では、全般的に過料の水準が引き上げられているが、特に注意を要するのが事業者結合に係る違反行為(いわゆるガンジャンピング行為)に係る過料の高額化である。旧法下の過料は 50 万元以下と低額であったところ(旧法 48 条)、2021 年だけで 107 件の届出義務違反行為が処罰されていることから分かります⁶、必ずしも経済的な抑止力として機能していなかった。本改正の施行後は、競争排除・制限効果のある違反行為に対し前年度の売上高の 10%以下の過料が課されることとなり、事業者の規模によっては相当高額な過料が課されるおそれがある(本改正 58 条)⁷。また、競争排除・制限効果のない違反行為(例えば単純な届出義務の懈怠)であっても、現行の 10 倍の 500 万元以下の過料が課されうる。特に中国の事業者結合規制上、対象事業が中国国内で事業を行うかどうかにかかわらず、親会社の売上だけで届出基準を満たすことがあるため、日本企業間、又は日本企業と第三国企業間の M&A であっても、中国での届出要否には十分注意を払う必要がある。

第3. まとめ

以上で述べたように、垂直的独占協定ではセーフハーバーや適用除外制度が設けられるなど、事業活動の実態に沿った規制緩和が図られているが、事業者結合規制に関して、エンフォースメントをより強化する内容となっているように見受けられる。いずれも下位規定(現時点では意見募集稿)において具体的な運用が定められることになるため、今後の下位規定の施行状況については引き続き注視が必要である。

以上

⁵ なお、同意見募集稿ではこのほか、事業者による支配権(他の事業者への影響力の行使)の概念に関し、「他の事業者について直接又は間接に議決権又は持分を保有していること、並びに他の事業者の経営幹部の任免、財務予算、事業計画その他の事業の決定及び管理に対する影響力を有していること」を考慮することが規定された。これまでの実務運用を明文化したものと考えられ、重要な意義がある。

⁶ 2021 年 4 月、執行当局は 34 社の大手プラットフォーム事業者等を対象に「企業行政指導会」と称する会議を開催し、過去の独占禁止法・税法等の違反行為を調査のうえ報告するとともに、コンプライアンスを徹底する承諾書を出すよう要請した。2021 年に届出義務の懈怠で処罰された事案には、そのような要請に従った自主報告を端緒としたものが多い。

⁷ ここでいう「売上高」が単体かグループベースか、また中国国内のみか全世界の売上を含むかについては言及がないが、最近の処罰事例を見ると、中国国内のグループ売上高が算定のベースとされているようである。

Ⅱ. 近時の原産国告示違反の傾向

弁護士 臼杵 善治 植村 直輝

第1. 近時の原産国告示違反の執行事例について

不当景品類及び不当表示防止法(以下「景表法」という。)では、商品・サービスの品質、規格その他の内容について不当な表示をする優良誤認表示(景表法 5 条 1 号)、商品・サービスの価格その他取引条件について不当な表示をする有利誤認表示(同法 5 条 2 号)に加え、5 条 3 号において、商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示(以下「指定告示」という。)も不当な表示として規制されている。

その指定告示の中で最も執行事例が多いのが「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和 48 年 10 月 16 日公正取引委員会告示第 34 号。以下「原産国告示」という。)である。近時も、令和 3 年 9 月 3 日に株式会社ビックカメラ、株式会社ビック酒販(以下、それぞれ「ビックカメラ」「ビック酒販」という。)に対して、令和元年 6 月 13 日に株式会社高島屋に対して、措置命令が発せられている。いずれも、多数の商品を取り扱う事業者による、自社ウェブサイトにおける表示と実際の商品の原産国に齟齬があることが問題となった事例である。コロナ禍でネットショッピングの利用が増加している近時の状況に照らしても参考になるとと思われるため、以下ビックカメラ・ビック酒販に対する措置命令について解説する。

第2. ビックカメラ・ビック酒販に対する措置命令

令和 3 年 9 月 3 日、消費者庁は、ビックカメラ及びビック酒販に対し、ビックカメラが販売する 177 商品及びビック酒販が販売する 25 商品について、自社ウェブサイト上で表示されていた原産国(地)が実際の原産国(地)と異なっていたため、実際の原産国(地)で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるものであるとして、景表法違反を認め、措置命令を行った。

本件では、177 商品及び 25 商品という多数の種類の商品について、原産国の不当な表示がされていた。それも、特定の原産国で生産された商品に関して、原産国表示を誤っていたというわけではなく、多岐に渡る原産国の表示ミスが認められている。そして、表示が誤っていた期間も、長いものでは約 3 年 8 ヶ月と長期間に亘っている。

第3. 検討

ビックカメラ・ビック酒販に対する措置命令においては、大要、①(i)自社ウェブサイト上で行っていた表示が、実際に商品が生産された原産国と異なっていたこと、及び、(ii)自社ウェブサイト上で行っていた表示が対象商品の原産国について一般消費者に誤認されるおそれがある、景表法に違反するものであること、の 2 点を一般消費者に周知徹底すること、②再発防止のために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底すること、③今後商品の原産国について一般消費者が判別することが困難であると認められる表示をしないこと、④前記①に基づいて行った周知徹底及び前記②に基づいてとった措置について、速やかに文書で消費者庁長官に報告することが命じられた。また、株式会社高島屋に対する措置命令においても同様の内容が命じられている。

実務上は、上記②の再発防止措置が重要であり、原産国表示の誤りを招いた管理体制をいかに改善するか

が問題となる。原産国表示が生じる原因は様々であり、例えば社内システムへの誤入力や確認漏れがあったケースや、納入業者が報告してきた原産国の内容自体が誤っており、それに気付かなかったケースなどがありうる。そのため、まずは原産国告示違反が発生した原因の洗い出しを行うことが重要であり、原因が判明した後は、それを防止する方法としてどのような対応が現実的に可能かを検討する必要がある。ヒューマンエラーが介在することで原産国表示に誤りが生じてしまうケースも多いため、作業の自動化により防げるミスも多いと思われる。

このような再発防止措置は、他社にとってみると、原産地告示違反を未然に防止する観点から参考になる。実際に多くの会社では、多数の納入業者から多数の商品の納入を受けており、原産国の表示が誤っているがそれに気付いていないケースも潜在的に存在している可能性がある。原産国告示違反の事例は、それなりに高い頻度で法執行がなされているため、専門家に相談の上、定期的に表示の状況を確認する体制を確立し、原産国告示違反を未然に防止することが重要である。

Ⅲ. 2022 年 6 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2022 年 6 月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Merger Control Comparative Guide: Japan
2022 年 10 月（著：[金子 涼一](#)、[中林 憲一](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ The Merger Control Review, Thirteenth Edition(Japan Chapter)
2022 年 8 月（著：[中野 雄介](#)、[鈴木 剛志](#)、[矢上 浄子](#)、[西野 有紀](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Recent Regulatory Changes and Trends in Japanese M&A
2022 年 8 月（著：[塩見 竜一](#)、[金子 涼一](#)）
- ◆ 改正中国独占禁止法の解説
2022 年 8 月（著：[矢上 浄子](#)）
- ◆ 原産国告示違反とコンプライアンス(ビックカメラ及びビック酒販に対する措置命令)
2022 年 7 月（著：[植村 直輝](#)）
- ◆ Private Antitrust Litigation 2023 (Japan Chapter)
2022 年 7 月（著：[石田 健](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ 公取委、「クラウドサービス分野の取引実態に関する報告書」を公表
2022 年 7 月（著：[臼杵 善治](#)、[西野 有紀](#)）
[こちら](#)から一部閲覧可能です。
- ◆ 'Chambers Global Practice Guides' on Cartels 2022 – Law & Practice
2022 年 7 月（著：[江崎 滋恒](#)、[バシリ ムシス](#)、[石田 健](#)、[臼杵 善治](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Getting the Deal Through – Franchise 2023
2022 年 6 月（著：[原 悦子](#)）
- ◆ Getting the Deal Through – Pharmaceutical Antitrust 2022 (Japan Chapter)
2022 年 6 月（著：[中野 雄介](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 臼杵 善治(yoshiharu.usuki@amt-law.com)
弁護士 矢上 浄子(kiyoko.yagami@amt-law.com)
弁護士 植村 直輝(naoki.uemura@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

■ Key Members



石田 英遠

パートナー

hideto.ishida@amt-law.com

Tel : 03-6775-1019

Fax : 03-6775-2019



江崎 滋恒

パートナー

shigeyoshi.ezaki@amt-law.com

Tel : 03-6775-1040

Fax : 03-6775-2040



中野 雄介

パートナー

yusuke.nakano@amt-law.com

Tel : 03-6775-1049

Fax : 03-6775-2049



山田 篤

パートナー

atsushi.yamada@amt-law.com

Tel : 03-6775-1134

Fax : 03-6775-2134



バシリ ムシス

パートナー

vassili.moussis@amt-law.com

Tel : 03-6775-1393

Fax : 03-6775-2393



原 悦子

パートナー

etsuko.hara@amt-law.com

Tel : 03-6775-1088

Fax : 03-6775-2088



鈴木 剛志

パートナー

takeshi.suzuki@amt-law.com

Tel : 03-6775-1288

Fax : 03-6775-2288



臼杵 善治

パートナー

yoshiharu.usuki@amt-law.com

Tel : 03-6775-1168

Fax : 03-6775-2168



矢上 浄子

パートナー

kiyoko.yagami@amt-law.com

Tel : 03-6775-1185

Fax : 03-6775-2185



石田 健

パートナー

takeshi.ishida@amt-law.com

Tel : 03-6775-1485

Fax : 03-6775-2485

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com